

數に對する割合は高級船員に於て三割二分八厘、下級船員に於て二割一分八厘となる。而して下級船員に於て其の割合の著しく少きは茲に下級船員と稱するは海技免狀受有者以外の船員手帖受有者を意味するものなるが元來下級船員は海技免狀受有者と異なり其の入るに易きと同様に轉職するも殆んど自由なり從て廢業者頻々たりと雖も其際規定通り船員手帖を返納するもの極めて稀なり故に抹消となり船員手帖受有者の數は極めて多きも實際船員としての數は尠少なればなり。

而して高級船員に付ては現在免狀受有者の僅かに三割餘が實際船舶に乘組み就職しつゝあるに過ぎず換言すれば現時本邦には實際必要なる以外に約三倍の豫備員を有することとなる。然れども其所謂豫備員なるものは決して全部豫備員の實力を有し即ち何時にても出で、船内に相當職務を執り得るものゝみに非ず此中には高齢者、死亡、廢業者の抹消洩、其他事實上海上職務を執り得ざるもの等多く從て實際の豫備補給力の幾何なるやは直に知るを得ず。

第二 船員の養成狀況

本項は船員の養成機關の數其の内容及び其の今日迄に養成したる員數等を研究するを以て其の目的とす。

一、養成所數

官立	商	船	學	校	一	位	置	學校長名	創立年月日
						東京市深川區中島町	石橋 甫		明治八年

縣立	縣立島刺商船學校	一	三重縣志摩郡島刺町	正戸 爲太郎	明治十四年八月
同	縣立粟島航海學校	一	香川縣三豐郡粟島村	桃井百太郎	明治三十年五月
同	縣立大島商船學校	一	山口縣大島郡小松町	西尾英次郎	明治三十年十月
應立	應立南館商船學校	一	北海道南館區巖泊町	田中茂藏	明治三十四年四月
縣立	縣立弓削商船學校	一	愛媛縣越智郡弓削村	小林善四郎	明治三十四年四月
同	縣立廣島商船學校	一	廣島縣豐田郡東野村	鹿住修平	明治三十四年六月
同	縣立佐賀商船學校	一	佐賀縣西松浦郡石田町	黒田正憲	明治三十九年四月
同	富山縣立商船學校	一	富山縣射水郡新湊町	和田準介	明治三十九年七月
同	縣立高船水産學校	一	鹿兒島市下荒田町	加藤正直	明治四十一年六月
同	縣立兒島商船學校	一	岡山縣兒島郡味野町	下村亮太郎	不明(明治四十三年頃)
	日本海員檢濟會	一	東京京橋區元數寄屋橋		
	大連海務協會	一	大連市寺内通二丁目		
私立	中山海士學館	一	大阪市西區九條南通三丁目	中山	明治三十二年
同	香高航海學校	一	東京京橋區貝島	香高朝治	明治四十三年
同	小野海員事務所	一	大阪市西區本町通三丁目	小野謙太郎	